



新見市選管告示第 3 号

新見市長選挙の選挙期日を定めることについて

任期満了に伴う新見市長選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、令和6年11月17日に執行するものとする。

令和 6 年 4 月 8 日

新見市選挙管理委員会
委員長 小村 幸 男

